

事業主・被保険者の皆さまへ

平成20年3月より、
政府管掌健康保険の介護保険料率が、1.13%に変わります。
平成20年4月より、医療保険制度改正にともない、
自己負担割合等が改正されます。

◆政府管掌健康保険の介護保険料率の改正

政府管掌健康保険の介護保険料率は、平成20年3月分保険料(平成20年4月30日納付期限分)から、1.13%(現在は1.23%)となります。

これにより、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方の政府管掌健康保険料率は、医療に係る保険料率(8.2%)と合わせて、9.33%(現在は9.43%)となります。
※健康保険組合に加入されている方の保険料率は、別途加入されている健康保険組合にご確認ください。

◆自己負担割合の改正

【乳幼児の負担軽減策(2割)を小学校入学前までに拡大】

現在、3歳未満の乳幼児については医療機関にかかったときの自己負担割合が2割となっていますが、その対象年齢が小学校入学前までに拡大されます。

【高齢受給者の自己負担割合の据え置き】

平成18年の制度改正により、平成20年4月から70~74歳の方(現役並み所得者を除く)の自己負担割合が2割とされましたが、平成20年4月から平成21年3月まで1割に据え置かれます。

◆高額介護合算療養費の創設

医療保険各制度(健康保険、国民健康保険等)の世帯に介護保険の受給者がいる場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が、新たに設定される自己負担限度額を超えた場合に支給されます。

◆入院時生活療養費の支給対象者の拡大

療養病床に入院する65~69歳の方も入院時生活療養費が現物給付されるとともに、「生活療養標準負担額」を負担していただくこととなります。

◆後期高齢者医療制度の創設

75歳以上の方または65~74歳の方で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することとなります。

この場合、現在加入している政府管掌健康保険の被保険者・被扶養者ではなくなります。
また、被保険者が資格喪失した場合、75歳未満の扶養されている方も被扶養者でなくなるため、新たに国民健康保険等に加入することとなります。

【後期高齢者医療制度の施行に伴う被保険者資格喪失届、被扶養者(異動)届の提出について】

被保険者もしくは被扶養者が75歳に到達した場合、社会保険事務所から事業主様あてに被保険者、被扶養者の情報をプリントした被保険者資格喪失届もしくは被扶養者(異動)届を送付します。
事業主の皆様には、プリント内容をご確認いただき、必要事項を記入、押印のうえ、届書とともに被保険者証を添付し、社会保険事務所にご返送くださいますようお願いいたします。



《事業主の皆様へ》従業員の方々へ通知の励行をお願いします。

社会保険事務所から従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知をしなければならないこととなっております。今後とも社会保険に関する届出等、ご協力の程よろしく申し上げます。

○平成20年3月分からの 健康保険・厚生年金保険料額表

介護保険料率：平成20年3月1日～ 適用
 厚生年金保険料率：平成19年9月1日～平成20年8月31日 適用
 児童手当拠出金率：平成19年4月1日～ 適用

標準報酬			報酬月額	政府管掌健康保険料				厚生年金保険料					
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般 (厚生年金基金加入員は除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員は除く)			
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額		
等級	月額	日額			8.2%	4.1%	9.33%	4.665%	14.996%	7.498%	15.952%	7.976%	
			円以上	円未満									
1	58,000	1,930	~	63,000	4,756	2,378	5,411.4	2,705.7					
2	68,000	2,270	63,000	~	73,000	5,576	2,788	6,344.4	3,172.2				
3	78,000	2,600	73,000	~	83,000	6,396	3,198	7,277.4	3,638.7				
4	88,000	2,930	83,000	~	93,000	7,216	3,608	8,210.4	4,105.2				
5(1)	98,000	3,270	93,000	~	101,000	8,036	4,018	9,143.4	4,571.7	14,696.08	7,348.04	15,632.96	7,816.48
6(2)	104,000	3,470	101,000	~	107,000	8,528	4,264	9,703.2	4,851.6	15,595.84	7,797.92	16,590.08	8,295.04
7(3)	110,000	3,670	107,000	~	114,000	9,020	4,510	10,263.0	5,131.5	16,495.60	8,247.80	17,547.20	8,773.60
8(4)	118,000	3,930	114,000	~	122,000	9,676	4,838	11,009.4	5,504.7	17,695.28	8,847.64	18,823.36	9,411.68
9(5)	126,000	4,200	122,000	~	130,000	10,332	5,166	11,755.8	5,877.9	18,894.96	9,447.48	20,099.52	10,049.76
10(6)	134,000	4,470	130,000	~	138,000	10,988	5,494	12,502.2	6,251.1	20,094.64	10,047.32	21,375.68	10,687.84
11(7)	142,000	4,730	138,000	~	146,000	11,644	5,822	13,248.6	6,624.3	21,294.32	10,647.16	22,651.84	11,325.92
12(8)	150,000	5,000	146,000	~	155,000	12,300	6,150	13,995.0	6,997.5	22,494.00	11,247.00	23,928.00	11,964.00
13(9)	160,000	5,330	155,000	~	165,000	13,120	6,560	14,928.0	7,464.0	23,993.60	11,996.80	25,523.20	12,761.60
14(10)	170,000	5,670	165,000	~	175,000	13,940	6,970	15,861.0	7,930.5	25,493.20	12,746.60	27,118.40	13,559.20
15(11)	180,000	6,000	175,000	~	185,000	14,760	7,380	16,794.0	8,397.0	26,992.80	13,496.40	28,713.60	14,356.80
16(12)	190,000	6,330	185,000	~	195,000	15,580	7,790	17,727.0	8,863.5	28,492.40	14,246.20	30,308.80	15,154.40
17(13)	200,000	6,670	195,000	~	210,000	16,400	8,200	18,660.0	9,330.0	29,992.00	14,996.00	31,904.00	15,952.00
18(14)	220,000	7,330	210,000	~	230,000	18,040	9,020	20,526.0	10,263.0	32,991.20	16,495.60	35,094.40	17,547.20
19(15)	240,000	8,000	230,000	~	250,000	19,680	9,840	22,392.0	11,196.0	35,990.40	17,995.20	38,284.80	19,142.40
20(16)	260,000	8,670	250,000	~	270,000	21,320	10,660	24,258.0	12,129.0	38,989.60	19,494.80	41,475.20	20,737.60
21(17)	280,000	9,330	270,000	~	290,000	22,960	11,480	26,124.0	13,062.0	41,988.80	20,994.40	44,665.60	22,332.80
22(18)	300,000	10,000	290,000	~	310,000	24,600	12,300	27,990.0	13,995.0	44,988.00	22,494.00	47,856.00	23,928.00
23(19)	320,000	10,670	310,000	~	330,000	26,240	13,120	29,856.0	14,928.0	47,987.20	23,993.60	51,046.40	25,523.20
24(20)	340,000	11,330	330,000	~	350,000	27,880	13,940	31,722.0	15,861.0	50,986.40	25,493.20	54,236.80	27,118.40
25(21)	360,000	12,000	350,000	~	370,000	29,520	14,760	33,588.0	16,794.0	53,985.60	26,992.80	57,427.20	28,713.60
26(22)	380,000	12,670	370,000	~	395,000	31,160	15,580	35,454.0	17,727.0	56,984.80	28,492.40	60,617.60	30,308.80
27(23)	410,000	13,670	395,000	~	425,000	33,620	16,810	38,253.0	19,126.5	61,483.60	30,741.80	65,403.20	32,701.60
28(24)	440,000	14,670	425,000	~	455,000	36,080	18,040	41,052.0	20,526.0	65,982.40	32,991.20	70,188.80	35,094.40
29(25)	470,000	15,670	455,000	~	485,000	38,540	19,270	43,851.0	21,925.5	70,481.20	35,240.60	74,974.40	37,487.20
30(26)	500,000	16,670	485,000	~	515,000	41,000	20,500	46,650.0	23,325.0	74,980.00	37,490.00	79,760.00	39,880.00
31(27)	530,000	17,670	515,000	~	545,000	43,460	21,730	49,449.0	24,724.5	79,478.80	39,739.40	84,545.60	42,272.80
32(28)	560,000	18,670	545,000	~	575,000	45,920	22,960	52,248.0	26,124.0	83,977.60	41,988.80	89,331.20	44,665.60
33(29)	590,000	19,670	575,000	~	605,000	48,380	24,190	55,047.0	27,523.5	88,476.40	44,238.20	94,116.80	47,058.40
34(30)	620,000	20,670	605,000	~	635,000	50,840	25,420	57,846.0	28,923.0	92,975.20	46,487.60	98,902.40	49,451.20
35	650,000	21,670	635,000	~	665,000	53,300	26,650	60,645.0	30,322.5				
36	680,000	22,670	665,000	~	695,000	55,760	27,880	63,444.0	31,722.0				
37	710,000	23,670	695,000	~	730,000	58,220	29,110	66,243.0	33,121.5				
38	750,000	25,000	730,000	~	770,000	61,500	30,750	69,575.0	34,987.5				
39	790,000	26,330	770,000	~	810,000	64,780	32,390	73,707.0	36,853.5				
40	830,000	27,670	810,000	~	855,000	68,060	34,030	77,439.0	38,719.5				
41	880,000	29,330	855,000	~	905,000	72,160	36,080	82,104.0	41,052.0				
42	930,000	31,000	905,000	~	955,000	76,260	38,130	86,769.0	43,384.5				
43	980,000	32,670	955,000	~	1,005,000	80,360	40,180	91,434.0	45,717.0				
44	1,030,000	34,330	1,005,000	~	1,055,000	84,460	42,230	96,099.0	48,049.5				
45	1,090,000	36,330	1,055,000	~	1,115,000	89,380	44,690	101,697.0	50,848.5				
46	1,150,000	38,330	1,115,000	~	1,175,000	94,300	47,150	107,295.0	53,647.5				
47	1,210,000	40,330	1,175,000	~		99,220	49,610	112,893.0	56,446.5				

(単位：円)

- 政府管掌の健康保険料率
 介護保険第2号被保険者に該当しない場合…8.2%
 " 第2号被保険者に該当する場合…9.33%
- 厚生年金保険料率
 一般の被保険者 ……14.996%
 ※厚生年金基金加入員 ……9.996%~12.596%
 坑内員・船員の被保険者 ……15.952%
 ※厚生年金基金加入員 ……10.952%~13.552%
 日本たばこ産業株式会社の被保険者 ……15.55%
 旅客鉄道会社等の被保険者 ……15.69%
 農林漁業団体事業所等の被保険者 ……15.766%
 ○児童手当拠出金率 ……0.13%
 (事業主が全額負担)

※「介護保険第2号被保険者」とは、40歳以上65歳未満の方です。
 ※等級欄()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
 5(1)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合、「93,000円以上101,000円未満」を「101,000円未満」と読み替えてください。
 34(30)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合、「605,000円以上635,000円未満」を「605,000円以上」と読み替えてください。

- 健康保険組合における保険料額については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。
- 賞与に係る保険料について
 賞与に係る保険料額を算出する場合は、この保険料額表は使用できません。
 賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額に係る保険料と同じです。)
 標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
 標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険、児童手当拠出金は、1か月あたり150万円が上限となります。
- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
 ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨てし、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注)①、②に関わらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

介護保険料率が平成20年4月1日から、
1. 13%（現在の料率は**1. 23%**）に変わります。
また、医療保険制度改正により、自己負担割合等の見直しが行われます。

介護保険料率の改正に伴い、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する健康保険法第3条第2項被保険者の方の保険料額が改正され、あわせて「健康保険被保険者手帳」に貼付していただく健康保険印紙が変わります。（第2級を除きます。）

平成20年4月1日以降、該当する健康保険印紙を使用する場合は、健康保険印紙を販売する郵便局等でご購入ください。

これまで使用された健康保険印紙（以下「旧健康保険印紙」といいます。）は、平成20年4月1日以降、使用できなくなるので、平成20年9月30日までに健康保険印紙を販売する郵便局等でご買戻しの請求を行ってください。

平成20年10月1日以降は、買戻しが一切できませんので、忘れずに行ってください。

〈新しい保険料額表〉

標準賃金日額		賃金日額		保 険 料 日 額					
				介護保険第2号被保険者に該当しない方			介護保険第2号被保険者に該当する方		
等級	日額	円以上	円未満	被保険者	事業主	合計額	被保険者	事業主	合計額
第1級	円 3,000	円以上	円未満 ～ 3,500	円 120	円 190	円 310	円 135	円 215	円 350
第2級	4,400	3,500	～ 5,000	180	290	470	205	325	530
第3級	5,750	5,000	～ 6,500	235	375	610	265	425	690
第4級	7,250	6,500	～ 8,000	295	475	770	335	535	870
第5級	8,750	8,000	～ 9,500	355	575	930	405	655	1,060
第6級	10,750	9,500	～ 12,000	440	710	1,150	500	810	1,310
第7級	13,250	12,000	～ 14,500	540	870	1,410	615	995	1,610
第8級	15,750	14,500	～ 17,000	645	1,045	1,690	730	1,180	1,910
第9級	18,250	17,000	～ 19,500	745	1,205	1,950	850	1,370	2,220
第10級	21,250	19,500	～ 23,000	870	1,410	2,280	990	1,600	2,590
第11級	24,750	23,000	～	1,010	1,630	2,640	1,150	1,860	3,010

※ が、今回改正されたものです。

※介護保険第2号被保険者に該当しない方の保険料額と健康保険印紙は、今までと変わりません。

健康保険印紙の買い戻しについて

旧健康保険印紙（10券種）につきましては、平成20年3月31日まで使用していただき、平成20年4月1日以降新しい健康保険印紙を使用していただくこととなります。これにより、旧健康保険印紙は平成20年4月1日以降使用できませんので、平成20年4月1日から平成20年9月30日までに健康保険印紙を販売する郵便局等で買い戻しの請求を行ってください。（この期限を過ぎた場合、買い戻しの請求に応じることが出来ませんので、買い戻しの請求は忘れずに行ってください。）

なお、今回の改正にともなう旧健康保険印紙の買い戻しの請求は、社会保険事務所長の確認は必要ありませんので、健康保険印紙購入通帳、印章及び旧健康保険印紙を健康保険印紙を販売する郵便局等へご持参の上、買い戻し請求の手続きを行ってください。

※健康保険印紙の販売郵便局等については、

社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）に掲載しております。

社会保険庁ホームページのトップページから社会保険制度（医療保険）のページへお進みください。

◆平成20年4月からの主な改正内容

【乳幼児の負担軽減策（2割）を小学校入学前までに拡大】

現在、3歳未満の乳幼児については医療機関にかかったときの自己負担割合が2割となっていますが、その対象年齢が小学校入学前までに拡大されます。

【高齢者の自己負担割合の据え置き】

平成18年の制度改正により、平成20年4月から70～74歳の方の自己負担割合が2割とされましたが、平成20年4月から平成21年3月まで1割に据え置かれます。

【高額介護合算療養費の創設】

医療保険各制度（健康保険、国民健康保険等）の世帯に介護保険の受給者がいる場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が、新たに設定される自己負担限度額を超えた場合に支給されます。

【後期高齢者医療制度の創設】

75歳以上の方または65～74歳の方で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することとなります。

この場合、現在加入している日雇特例被保険者の保険の被保険者・被扶養者ではなくなります。

また、被保険者が資格喪失した場合、75歳未満の扶養されている方も被扶養者でなくなるため、新たに国民健康保険等に加入することとなります。